

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について

(地方税法附則第15条の9第4項)

高齢者や障害者の皆様が、安心して快適に自立した生活を送ることができる環境作りと、このための住宅の確保を目的とする住宅のバリアフリー改修促進税制が創設されました。

住宅のバリアフリー改修を行なわれた場合に、所定の要件を満たしていれば、申告により当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

減額措置の内容

- ◆ 令和8年3月31日までの間に、下記の1～4の要件を満たすバリアフリー改修工事を行なった住宅について、当該家屋の改修工事完了の翌年度分の固定資産税額（100㎡相当分までに限る）を3分の1減額します。

* 都市計画税については、減額適用の対象となりません。

* 減額が適用されるのは、1戸につき1回限りです。

減額措置の適用要件

1 対象となる家屋

- ◆ 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）であること。
- ◆ 床面積が50㎡以上280㎡以下であること。（改修工事が平成28年3月31日以前の場合は床面積に係る要件はなし。平成30年3月31日以前の場合は床面積の上限に係る要件はなし。）

* いずれの場合も、マンション等の区分所有建物のバリアフリー改修についても、申告できます。

2 居住者の要件

- ◆ 次のイ～ハのいずれかの方が、当該家屋に居住していることが必要です。

イ 65歳以上の方

ロ 要介護認定又は要支援認定を受けている方

ハ 障がいのある方

3 対象となる工事

- ◆ 次の(1)～(8)のいずれかの工事（複数も可）を行なっていることが条件となります。

(1) 廊下の拡幅

(5) 手すりの取付け

(2) 階段の勾配の緩和

(6) 床の段差の解消

(3) 浴室の改良

(7) 引き戸への取替え

(4) 便所の改良

(8) 床表面の滑り止め化

* 移動できるバリアフリー用具・物品などの固定式でないものや、工事を伴わない場合は、対象となりません。

4 工事費の要件

- ◆ バリアフリー改修工事について、国又は地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。

* 増築及びバリアフリー改修以外のリフォーム工事は、対象となりません。

申告に必要な書類

◆ 下記の書類を添付の上、工事完了後3ヵ月以内に、
各区の市税事務所に申告してください。

(1) 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

(2) 申告書に添付する必要書類（下表のとおり）

〈添付書類一覧〉

I～Vの書類を「住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書」とともに提出してください。

I	当該家屋の納税義務者を示す書類	① 当該家屋の固定資産税納税義務者本人の住民票の写し (市外に住所を有している方で、当該申告書に個人番号を記載しない場合のみ)		
II	居住者の要件を満たしていることを示す書類	イ～ハの内該当するものを提出してください。 (イとロ又はイとハに該当する方は、②、③の添付は不要です) (ロとハの複数に該当する方は、②又は③の内いずれか1つの添付で結構です)		
		イ 65歳以上の方	□ 要介護認定又は要支援認定を受けている方	ハ 障がいのある方
		② 介護保険の被保険者証の写し	③ 障害者手帳の写し	
III	当該家屋がバリアフリー改修されたことを示す書類	A・Bのいずれかを提出してください。		
		A	B	
		□ 領収書の写し □ 工事明細書の写し □ 改修箇所の図面・工事写真 (改修前・改修後)	□ 増改築等工事証明書 など (建築士又は登録住宅性能評価機関等による証明)	
		(注) 3点全ての書類が必要です。		
IV	バリアフリー改修に対して受けた補助金等を示す書類	□ 各種補助金等の給付決定を受けたことを証明する書類 (注) 補助金を受けていない場合は、不要です。		

お問い合わせ先

- ◆ 岡山市北区市税事務所 資産税家屋係 (086) 803-1179・1180 (直通)
- ◆ 岡山市中区市税事務所 資産税家屋係 (086) 901-1611 (直通)
- ◆ 岡山市東区市税事務所 資産税家屋係 (086) 944-5014 (直通)
- ◆ 岡山市南区市税事務所 資産税家屋係 (086) 902-3513 (直通)